

## 第6節 行政情報化の推進

金融庁における行政情報化については、「金融庁行政情報化推進委員会」（平成12年2月「金融監督庁行政情報化推進委員会」として設立）の下、「金融庁行政情報化推進計画」（12年4月「金融監督庁行政情報化推進計画」として制定）に基づき、毎年度計画的にその推進に努めているところである。

行政情報化の推進としては、引き続き、LANシステムの整備、ホームページ掲載内容の拡充、行政内部手続のペーパーレス化の推進、既存システムの機能拡充等を行った。また、電子政府実現に向け、国民等と金融庁との間の申請・届出等手続について、現在の書面による手続に加え、インターネット等を利用したオンラインによる手続を計画的に実現するための「金融庁申請・届出等手続の電子化アクション・プラン」を12年9月に制定し、その後、「e-Japan重点計画」（13年3月29日IT戦略本部）等を受け、必要な計画の改定を行ったところである。これにより、13年度においては、認証システムを整備するとともに、汎用受付等システムの整備に着手した。

情報セキュリティ対策としては、引き続き「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づき、当庁における各種情報システムを外部からの不正侵入等あらゆる脅威から守り、電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するよう努めているところである。